

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、永続的に存在し発展できる会社をめざし、企業価値を高めていくことをコーポレート・ガバナンスの基本として、経営の透明性を高めるとともに、少数精鋭による公正かつ迅速な意思決定に努めるべく、諸施策に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1－2. 株主総会における権利行使】

補充原則1－2－2

招集通知の発送につきましては、法定期限よりも前に発送するよう努めておりますが、招集通知発送前にTDnetや当社ウェブサイトにより電子提供措置を行っております。今後、招集通知発送及び電子提供措置の開始日のさらなる早期化を実施してまいります。

【原則2－4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

補充原則2－4－1

当社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等の多様性を確保するよう努めておりますが、その具体的な目標設定や状況の開示については今後の課題であります。現在は、育児休暇等の環境整備や女性の管理職候補への講習を実施しており、順次多様性のある人材育成ができるように取り組んでまいります。

補充原則3－1－3

当社は、2024年度から2027年度までの3ヶ年の中期経営経営計画において、持続可能な社会実現に貢献できる企業となることを謳っております。取組み方法としては、各組織のミッションやISOの取り組み等に紐付けることで、普段の業務と密接に関係していることを全従業員に対し意識付けを行い、また、経営層から一般社員まで幅広い従業員を対象に社内報を通じて浸透を図っております。今後、人的資本や知的財産への投資を行う際には、経営戦略・経営計画との整合性を確認して、積極的に開示してまいります。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、社外取締役2名のうち名古屋証券取引所が定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を1名選任しております。取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしており、これらは各取締役が議決権行使にあたって有益なものとなっております。

【原則4－10. 任意の仕組みの活用】

補充原則4－10－1

当社は、任意の指名委員会・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置していませんが、取締役候補の選任や取締役の報酬については、本報告書【原則3－1. 情報開示の充実】に記載のとおりであり、取締役会において独立社外取締役より指名・報酬に関する適切な関与・助言を得られていることから、独立性・客観性が保たれていると考えております。

【原則4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役は略歴、各人の実績・見識・人格等を総合的に勘案し選任されております。現在は、全員男性かつ日本人であります。ジェンダーや国際性の面を含む多様性の確保の意義を認識しており、適任者の選任につき継続的に検討してまいります。

補充原則4－11－1

【原則3－1(v)】に記載のとおりであります。なお、取締役のスキル・マトリックスにつきましては、早期の開示に向けて検討を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4. 政策保有株式】

当社は、政策保有株式については、取引先との長期的かつ安定的な関係維持・強化を目的として、当社の企業価値向上に資することを確認した上で保有しております。政策保有株式については、取締役会が中長期的な経済合理性や将来の見通しの検証しており、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減していく方針であります。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規則において、取締役の競合取引・自己取引、利益相反取引その他重要な取引を行う場合は、当社や株主共同の利益等を害することがないよう、取締役会の決議事項と定めております。また、決議後の当該取引について取締役会へ報告することとしており、毎期末に関連当事者との取引に関する調査表において定期的に確認しております。

また主要株主等の関連当事者との取引は一般取引条件と同様に決定しております。

【原則2－6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、社員の安定的な資産形成のため、確定拠出年金制度並びに退職規定に基づく退職一時金制度を併用しております。

従いまして、企業年金を採用していないためアセットオーナーとして積立金の運用に関わっておりません。しかし、拠出金を運用する従業員に対しては、総務・人事部門が冊子の配布や金融商品の情報提供により、従業員が金融商品の特性を理解できるような施策を行っております。

[原則3-1. 情報開示の充実]

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社の経営理念については、当社ウェブサイトに掲載しております。

「経営理念」 <https://www.janis-kogyo.co.jp/aboutus/vision.html>

また、「100期へ向けて新たな時代への挑戦 Challenge of a new era」をスローガンとし、2024年4月から2027年3月までを対象期間とした第7次中期経営計画を策定し、公表しております。当社ウェブサイトに掲載しております。

「中期経営計画」 https://www.janis-kogyo.co.jp/aboutus/ir/240513_1.pdf

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

「コーポレートガバナンスの基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

「取締役報酬関係」 「報酬の額又は、その算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

これまでの経歴・実績・見識・人格等を総合的に勘案し、当社に相応しい経営陣幹部の選任や取締役の選任候補者の指名を取締役会にて決定しております。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役については、定時株主総会招集ご通知に記載の略歴、各人の実績・見識・人格等を総合的に勘案し、候補者を選任しております。定時株主総会招集ご通知は、当社ウェブサイトに掲載しております。

「株主総会招集ご通知」 <https://www.janis-kogyo.co.jp/aboutus/ir/stockinfo.html>

[原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)]

補充原則4-1-1

取締役会は、取締役会規則に基づき経営に関する重要事項を決議し、各取締役の業務執行を監督しております。また、全取締役（監査等委員である取締役を除く）及び全部門長で構成する経営委員会を毎月2回開催し、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、経営戦略の策定、リスク対策等について幅広く議論した上で、必要に応じて取締役会に付議する体制であります。これに該当しない事項の決定については、稟議規程に定められており、稟議事項・金額基準等が明確になっております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

独立社外取締役の選定には、名古屋証券取引所が定める独立性基準に基づいております。

[原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

補充原則4-11-2

取締役の重要な兼職の状況については、定時株主総会招集ご通知に毎年記載しております。

定時株主総会招集ご通知は、当社ウェブサイトに掲載しております。

「株主総会招集ご通知」 <https://www.janis-kogyo.co.jp/aboutus/ir/stockinfo.html>

補充原則4-11-3

取締役会の機能強化に実効性を持たせていくため、取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期を1年、監査等委員である取締役の任期を2年とし、その都度、取締役会の構成、取締役の活動状況および取締役会の運営状況などを審議しております。

[原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング]

補充原則4-14-2

当社は、取締役就任時には、求められる役割と責任を十分理解するため外部講習を受講し、就任後も業務上の必要な知識習得のために外部講習や交流会を提供し、費用の支援を行っております。監査等委員である取締役については、日本監査役協会による勉強会・講習会に参加しております。

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主等との建設的な対話を重視しております。名古屋証券取引所が主催する名証IRエキスポへ出展しており、株主等と対話する機会を多く得るようにしております。また、当社ホームページに経営理念・情報開示資料等を掲載し、分かりやすく会社をより理解していただくよう努めております。株主等との対話は、経営管理室が担当窓口となり、その内容は必要に応じてIR担当である経営管理室長、さらには取締役会へと報告しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
タカラスタンダード株式会社	621,800	16.36
ジャニス工業取引先持株会	513,800	13.52
株式会社三菱UFJ銀行	182,000	4.78
株式会社LIXIL	180,000	4.73

阪田和弘	120,800	3.17
株式会社三井住友銀行	117,000	3.07
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	100,000	2.63
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	98,600	2.59
山川芳範	95,400	2.51
伊奈啓一郎	91,000	2.39

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 メイン
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名

社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森田雅也	公認会計士											
水野吉博	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森田雅也	○	○	りんく税理士法人 代表社員	社外取締役森田雅也氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的・中立的な意見・判断を適切に遂行していただけるものと判断しております。また森田雅也氏は、主要取引先の出身者ではなく、当社との間にコンサルティング契約等は一切なく、利害関係がありませんので、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
水野吉博	○		---	社外取締役水野吉博氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、客観的・中立的な意見・判断を適切に遂行していただけるものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会を補佐する専任部署はありませんが、必要に応じて経営管理室が対応しております。
また、常勤である監査等委員である取締役が取締役会の開始前または終了後に、必要に応じて監査等委員である社外取締役との意見・情報交換をしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、必要の都度、相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性を目指しております。また、監査等委員会と内部監査部門は、定期的に、意見交換を行うことにより、内部監査の効率性と合理性に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

2013年6月27日開催の第79期定時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して、株式報酬型ストックオプションとして年額30百万円を上限とした新株予約権を発行する制度を導入しております。

2018年6月28日開催の第84期定時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式を年額30百万円を上限として割り当てる制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2025年3月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬総額は次のとおりであります。

- (1)取締役 (監査等委員を除く) 4名 43,541千円
- (2)取締役 (監査等委員) 3名 16,619千円 (うち社外取締役 2名 7,121千円)

(注)

- 1.取締役 (監査等委員を除く) の報酬総額には、譲渡制限付株式の付与による当事業年度中の費用計上額 (取締役 (監査等委員である取締役を除く) 617千円) を含んでおります。
- 2.取締役 (監査等委員を除く) の報酬には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の年額報酬限度額は、2016年6月29日開催の第82期定時株主総会の決議により、取締役 (監査等委員である取締役を除く) が年額150百万円、監査等委員である取締役が年額30百万円であります。
また、取締役会で決定された内規に基づき、取締役 (監査等委員である取締役を除く) は社長が決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役を補佐する専任部署はありませんが、必要に応じて経営管理室が対応しております。
また、常勤である監査等委員である取締役が取締役会の開始前または終了後に、必要に応じて監査等委員である社外取締役との意見・情報交換をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の主な機関は、取締役会・監査等委員会・経営委員会があります。

[取締役会]

取締役会については、経営に関する重要事項の意思決定をするとともに、各取締役の業務執行を監督する機関として位置付けております。経営の意思決定・監督機関である取締役会は、代表取締役1名、取締役 (監査等委員である取締役を除く) 3名、監査等委員である取締役3名の計7名で構成されており、監査等委員である取締役のうち2名は社外取締役であります。
なお、取締役 (監査等委員である取締役を除く) の任期は1年とし、緊張感と機動性を持って任務を遂行しております。

[監査等委員会]

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名 (うち2名は社外取締役) で構成されており、監査計画に基づく監査活動を行っております。
また、常勤の監査等委員である取締役は重要会議へ出席し、経営の適正な監査・監視に努めております。

[経営委員会]

経営委員会は、全取締役 (監査等委員である取締役は除く) 及び全部門長で構成し、変化する経営環境により迅速に対応するため業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、経営戦略の策定、リスク対策等について幅広く議論し、必要に応じて取締役会に付議しております。
なお、経営委員会は原則月2回開催しております。

[内部統制委員会]

取締役を責任者として、各部門の代表者で構成されており、会社が抱えるリスク全般についての管理体制を強化を進めております。

[内部監査]

社長直轄の内部監査室を設置し、会社の財産及び業務を適正に把握し、不正・誤謬の発生を防止するとともに、経営の合理化ならびに能率の増進を目的としております。

[会計監査]

会計監査は、栄監査法人と監査契約を締結し、監査を受けておりました。
2025年3月期において業務を執行した公認会計士については、下記のとおりであります。

(1)業務を執行した公認会計士の氏名
指定社員 業務執行社員 近藤雄大
指定社員 業務執行社員 井上友貴

(2)会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士2名、その他2名

(3)監査報酬等の内容
公認会計士法第2条第1項に規程する業務に基づく報酬 15.9百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2016年6月29日開催の第82期定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社への移行いたしました。監査等委員である取締役3名のうち2名は社外取締役であり、独立性が高く、かつの豊富なバックグラウンド・知識・経験を有しており、業務執行の最高決定機関である取締役会に出席していることから、経営の監視機能の面ではチェック体制は整っていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	2024年6月27日開催の第90期定時株主総会の議決権の行使から、電磁的方法による議決権行使も採用しました。次年度以降につきましても継続してまいります。
その他	株主様に分かりやすく開かれた株主総会運営を心掛けております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所主催のIRエキスポへの出展を行い、個人投資家の皆様に当事業へのご理解を深めていただけるよう継続して出展していきたいと考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、決算短信、株主総会招集通知、株主総会決議通知などを掲載しております。 https://www.janis-kogyo.co.jp/aboutus/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	専門部署は設けておりませんが、経営管理室が中心となり兼務しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	近隣地域での美化活動、地域振興の商品の寄贈活動を行っております。 https://www.janis-kogyo.co.jp/aboutus/csr.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページにおいて、決算短信・適時開示資料を掲載し、経営方針や企業業績等の情報提供を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

また、内部統制委員会を設置し、取締役を責任者として、各部門の代表者で構成されております。会社が抱えるリスク全般についての管理体制を強化し、今後もガバナンス体制を一層充実させてまいります。

